

役員等報酬規程

この規程は、社会福祉法人仁恵会定款第9条及び第24条に基づいて、評議員並びに理事・監事（以下「役員等」とする。）に対する報酬等について定める。

第1条 役員等に対する報酬等を下記の通りとし、その都度現金にて支給する。ただし、職員給与が発生する者については無報酬とする。

1 法人運営について相談、助言を法人施設内若しくは役員等が指定した場所で受けた場合、また監事監査出席に対する報酬は、次のとおりとする。

当該役員等に対し 1回 11,137円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）

2 評議員会並びに理事会に出席の役員等への報酬は、次のとおりとする。

出席した役員等に対し 1回 11,137円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）

3 第1項及び第2項で支払われる年度内の報酬は、評議員は定款第9条で定められている総額の金額を超えない範囲とし、理事、監事は総額700,000円の範囲内での支給とする。

4 交通費は原則支給しないが、法人用務遂行に必要と認められるものについては実費弁済とする。

第2条 役員等に対し退職慰労金等は支給しないものとする。

第3条 この規程の改廃は、評議員総数の過半数以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。（平成29年6月16日評議員会議決）

ただし、この議決を行なう評議員会出席者に対してはこの規程を準用するものとする。

附 則

この規程は、定款変更認可日（平成29年7月12日）から実施する。

社会福祉法人仁恵会 評議員選任・解任委員報酬支給要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人仁恵会評議員選任・解任委員会運営細則（以下「運営細則」という。）第6条の規定に基づく評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）に関する事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 支給の対象は、運営細則第2条に規定する委員とする。ただし、職員が委員に就任している場合は、その委員は除く。

(支給金額等)

第3条 委員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、支給しない。
- (2) 委員会に出席するに際して必要な費用弁償として、1回につき10,000円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）を支給する。

附 則

この要領は、定款変更認可日（平成29年1月17日）から施行する。